



定期第 3 2 5 号 令和 3 年 5 月 1 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 1 7	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	グリーン社会推進課
3 1 8	歳入の指定代理納付者を指定した件	総合政策課
3 1 9	歳入の収納の事務を私人に委託した件	同
3 2 0	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	男女参画・人権課
3 2 1	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
3 2 2	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
3 2 3	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
3 2 4	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
3 2 5	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同
3 2 6	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 2 7	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
3 2 8	歳入の収納の事務を私人に委託した件	企業支援課
3 2 9	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	都市計画課

**【 告 示 】**

番 号	表 題	担当課名
3 3 0	歳入の収納の事務を私人に委託した件	住宅課
3 3 1	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	出納局 公共入札検査課

**【 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 】**

番 号	表 題	担当課名
2 1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあつた政治団体の名称等を公表する件	
2 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があつた件	
2 3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があつた件	
2 4	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつた件	

**【 公 安 委 員 会 告 示 】**

番 号	表 題	担当課名
4	貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第三百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務を特定非営利活動法人大川原に委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）第八条の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、令和三年四月一日次に掲げる者をふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の指定代理納付者として指定したので、徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第十八条の五第一項の規定により告示する。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目二番地	同
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南二丁目五番七号	同

徳島県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次のとおり私人に歳入の収納の事務を委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	委託した事務	
ふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の収納の事務	株式会社トラストバンク	
同	全日空商事株式会社	

徳島県告示第三百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	ココロ調剤薬局田宮店	所在地	徳島市南田宮四丁目三九	開設者	株式会社ナーシーズ	指定年月日	令和三年四月一日
中洲八木病院訪問看護ステーション	同	中洲町一丁目三	医療法人ひまわり会	同日	同	三月六日	

徳島県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
更生堂薬局	徳島市津田町二丁目三二九	新藤 るり子	令和三年三月三十一日
マール調剤薬局瀬戸店	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷一九五	四国調剤株式会社	同 二十日
高田整形外科	板野郡北島町中村字東堤ノ内三一	医療法人高田整形外科	同 二十一日
三木内科循環器クリニック	徳島市佐古七番町五一	医療法人三木内科循環器クリニック	同 四月一日
訪問看護ステーション海部	海部郡美波町奥河内字井ノ上一三七	公益社団法人徳島県看護協会	同 三月三十一日



徳島県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人芳越会	美馬市脇町大字脇町三四	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南一三三	介護予防通所リハビリテーション	令和三年三月二日
海陽町	海陽郡海陽町大里字上中須一二八	海陽町国民健康保険海南病院	海陽郡海陽町四方原字広谷一六一	訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	同日 八日
有限会社サンコーファーマシー	美馬市脇町大字脇町七二四一	くすのき薬局	三好郡東みよし町中庄三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同日 十一日

徳島県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地		指定に係る 事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		変更年月日
	旧	新		旧	新	
合同会社はな	阿波市阿波町梅ノ 東二六一	阿波市阿波町東原 一四六一	居宅介護支援はな	阿波市阿波町梅ノ 東二六一	阿波市阿波町東原 一四六一	令和二年十二月 一日
同	同 市場町香美 渡七九一	同 梅ノ 東二六一	訪問介護はな	同 市場町香美 渡七九一	同 梅ノ 東二六一	平成二十七年八 月一日
同	同 阿波町梅ノ 東二六一	同 東原 一四六一	同	同 阿波町梅ノ 東二六一	同 東原 一四六一	令和二年十二月 一日

徳島県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人明和 福祉会	徳島市国府町和田字居 内一七	まごころヘルパース テーション	徳島市国府町和田字居内一 七	訪問介護 第一号訪問事業による支援 に相当する支援	令和三年三月 三十一日

徳島県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類		年月日	
合同会社たすき	徳島市南沖洲一丁目七番四七・七号	訪問看護リハビリステーションたすき	徳島市末広一丁目五・一・P i n o 二〇五号室	訪問看護		令和三年五月一日	
合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	同		同	
医療法人たかがわ	名西郡石井町石井字石井二 三一番地の一	デイサービスベルゲン	徳島市中島田町三丁目六〇番 地三	通所介護		同	

徳島県告示第三百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社たすき	徳島市南沖洲一丁目七番四七・七号	訪問看護リハビリステーションたすき	徳島市末広一丁目五・一Pino二〇五号室	同	令和三年五月一日
合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室		

徳島県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年徳島県規則第六号。以下「平成十二年規則」という。）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

二 平成十二年規則による廃止前の徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和五十九年徳島県規則第二十八号）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

徳島県告示第三百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県建設技術センターに委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園の有料公園施設のうち駐車場及び徳島県日峯大神子広域公園の有料公園施設に係るものに限る。）の徴収の事務

徳島県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）に規定する家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納された家賃及び駐車場の使用料の収納の事務



徳島県告示第三百三十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

1 委託業務名 徳島県立国府支援学校改築他基本・実施設計業務

2 委託業務箇所 徳島市国府町矢野

3 委託業務概要

(一) 基本設計

新築

イ 教室棟 鉄筋コンクリート造四階建て 約一万平方メートル

ロ 体育館棟 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造二階建て 約二千二百平方メートル

ル

改修 既存校舎 約七千平方メートル

外構 改築工事に伴うグラウンド及び周辺外構整備

(二) 実施設計

新築 教室棟 鉄筋コンクリート造四階建て 約一万平方メートル

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県県土整備部営繕課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和三年三月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社あい設計

広島市東区上大須賀町一〇 一六

五 落札金額

九千四百六十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和三年一月二十九日

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和三年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党 徳島県第2区総支部	中野真由美	日下佳子	徳島市昭和町三丁目一―二	○	令和三年四月一日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
尾野ひろし後援会	吉崎正志	森 茂	板野郡松茂町長原五二四番地	令和三年三月十一日
江戸たかし後援会	江戸貴志	高岡彰治	鳴門市撫養町南浜字東浜五〇六番地	令和三年三月十六日
高瀬浩一後援会	高瀬浩一	大石恵美	鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ七八―一	令和三年四月一日

<p>医師として政治家として 日本を治療する！会</p>	<p>水谷あゆみ後援会</p>
<p>和泉岳</p>	<p>林麻子</p>
<p>高田幸時</p>	<p>坂田幸子</p>
<p>徳島市八万町大坪九六一一〇</p>	<p>阿南市見能林町柏野四</p>
<p>令和三年 四月十二日</p>	<p>令和三年 四月一日</p>

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
武知浩之を育てる会	武知浩之	会計責任者の氏名	鶴飼克尚	鎌谷浩司	令和二年五月三十日
徳島県民社協会	宮本剛	会計責任者の氏名	笠井一輝	祖父江広幸	令和二年六月二十八日
藤井正助後援会	都築章	会計責任者の氏名	坂東重夫	本城民男	令和三年三月九日
孫田つとむ後援会	木下崇廣	代表者の氏名	木下崇廣	福島聡空	令和三年三月十五日
徳島県商工政治連盟	岡本富治	主たる事務所の所在地	勝浦郡勝浦町大字中角字ついで口三一―四	徳島市南末広町五番八―八号 徳島経済産業会館二階	令和三年三月二十三日
日本栄養士連盟	橋本佳代	会計責任者の氏名	濱口静子	坂口文子	令和三年三月二十三日
徳島県浄化槽	井内幸一	会計責任者の氏名	田中勝	吉村正	令和三年三月二十六日

福本功後援会	竹尾あけみ後援会	徳島後援会	幸福実現党	徳島県本部	幸福実現党	高麗裕之後援会	遠藤彰良後援会	井上武後援会	
谷本治	福本功	榎山雄太郎		高田雅彦		高麗裕之	黒坂義男	國平敬二	
氏名 会計責任者の	所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の	氏名 会計責任者の	代表者の氏名
福本功	地 徳島市西新町五丁目三〇番	地 徳島市西新町五丁目三〇番	地 徳島市西新町五丁目三〇番	地 徳島市西新町五丁目三〇番	〇七―一三	鳴門市鳴門町高島字浜中一	一六	徳島市末広五丁目二―二八	安東 学 國平敬二
武市芳彦	地 徳島市中央通一丁目二〇番	地 徳島市中央通一丁目二〇番	地 徳島市中央通一丁目二〇番	地 徳島市中央通一丁目二〇番	三二五	鳴門市鳴門町高島字山路二 ブルースカイB二〇		徳島市西大工町五丁目二三	島本浩二 山下釈道
四月七日	令和三年	四月七日	令和三年	四月七日	令和三年	三月二十九日	令和三年	三月二十九日	令和三年

徳島県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
市民と政治ネットワーク徳島	諏訪 公 子	令和二年十二月三十一日
平塚 保 二 後 援 会	平塚 保 二	令和二年十二月三十一日
西 岡 恵 子 後 援 会	林 恵 子	令和二年十二月三十一日
小松島の正常化を求める市民の会	渡 邊 芳 彦	令和三年三月十二日
川 村 た つ お 後 援 会	森 内 眞 司	令和三年四月一日

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体	指定年月日
江 戸 貴 志	氏 名	名 称	主たる事務所の所在地
鳴 門 市 議 会 議 員	公職の種類	江 戸 た か し 後 援 会	鳴 門 市 撫 養 町 南 浜 字 東 浜 五 〇 六 番 地
		代 表 者 の 氏 名	
		江 戸 貴 志	令 和 三 年 三 月 十 六 日

## 徳島県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年5月14日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

### 1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級

### 2 実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

令和3年9月16日（木）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

#### (2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

### 3 受検定員

10人程度

### 4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であつて徳島県内の営業所に属するものとする。

### 5 検定申請手続

#### (1) 受検の予約

##### ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和3年7月26日（月）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

##### イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

#### (2) 検定申請書の提出

##### ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。



## イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

## ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

## エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

## オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和3年8月16日（月）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

## カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

## キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

## 6 検定

### (1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

### (2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及びマ

スクを持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、検定を中止する場合がある。